

(利用者・事業者控え共通)  
重要事項説明書

1 法人及び事業所の概要

(1) 法人の概要

法人名	社会福祉法人 中井町社会福祉協議会
代表者名	会長 山口 秀 俊
所在地	神奈川県足柄上郡中井町比奈窪104番地の1 中井町保健福祉センター しらさぎ
電話番号	0465(81)2261
法人設立年月日	昭和60年12月2日

(2) 事業所の概要

事業所名	しらさぎサービスセンター
所在地	神奈川県足柄上郡中井町比奈窪104番地の1 中井町保健福祉センター しらさぎ
電話番号	0465(81)2392
管理者名	清水 幸江
事業者指定番号	中井町 1471400026号
事業所の通常の事業の実施地域	中井町 ※上記以外でも、ご希望の方はご相談ください。

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	事業運営の管理・相談	1名
介護支援専門員	ケアプラン作成・相談	4名(常勤・専従3名、常勤・兼務1名)
事務担当職員	事務	3名(常勤3名)

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
提供時間	8:30~17:15	休み	休み

(注) 年末年始(12/29~1/3)は「休日」の扱いとなります。

4 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援費用については、介護保険から全額給付されるため利用者の負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行します。その「サービス提供証明書」を後日、市町村(保険者)の窓口に出すことで払い戻しを受けられます。

〔居宅介護支援費Ⅰ〕（1ヶ月につき）

区 分	要介護1・2	要介護3・4・5
介護支援専門員1人に当り利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費(i) 1,086単位	居宅介護支援費(i) 1,411単位
介護支援専門員1人に当り利用者の数が45人以上の場合において45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費(ii) 544単位	居宅介護支援費(ii) 704単位
介護支援専門員1人に当り利用者の数が45人以上の場合において60人以上の部分	居宅介護支援費(iii) 326単位	居宅介護支援費(iii) 422単位

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記単位より200単位を減額することとなります。

※ 40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費(ii)又は(iii)を算定します。

〔加算〕要介護度による区分はありません。

加 算 名	単位数	算定回数等
初回加算	300	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
カンファレンスなし 退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	退院・退所する者が病院等の職員と面接し、当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用の調整を行った場合、厚生労働大臣が定める基準に掲げる基準に適合すること  (入院又は入所中1回を限度に算定)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	
カンファレンスあり 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	
退院・退所加算(Ⅲ)	900	
通院時情報連携加算	50	利用者が病院等において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を受けた上で、居宅介護サービス計画に記録した場合は、利用者一人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
特定事業所加算(Ⅰ)	519	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合すること(1ヶ月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	421	
特定事業所加算(Ⅲ)	323	
特定事業所加算(A)	114	
特定事業所医療介護連携加算(Ⅳ)	125	①特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定している。 ②退院・退所加算の算定に係る、病院等との連携回数(情報を受けた回数)が35回以上であること。

		③ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が5回以上であること。 ※回数は年間。前々年度3月から前年度の2月までの総数。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	病院又は診療所に入院したその日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	病院又は診療所に入院したその日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と一緒に利用者宅を訪問し、カンファレンスを開催し、サービス等の調整を行った場合(1ヶ月につき2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	在宅で末期の悪性腫瘍により亡くなられた利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、主治医等に状況を報告した場合等、厚生労働大臣が定める基準に適合すること(1ヶ月につき)

※居宅介護費用の額は、上記の単位数(加算含む)に地域加算10,42円を乗じて算定します。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費の支払いが必要となります。

その場合、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とさせていただきます。

(ア) サービス提供地域を越えて、片道おおむね5km未満は200円

(イ) サービス提供地域を越えて、片道おおむね5km以上の時は、5kmを増す毎に200円

(ウ) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者、又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただきます。

## 5 当事業所のサービスの方針等

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の現に抱える問題点を明らかにし、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができ、かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように努めるものとします。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、通常の事業のサービス提供地域内の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画(ケアプラン)の提供に努めるものとします。

利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能です。

6 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

## 7 事故発生の防止及び事故発生時の対応

当事業所は、事故発生防止のため、介護支援専門員その他の従業員に対する研修を定期的に行います。

利用者に対する指定居宅介護支援のサービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、利用者の家族、主治医、救急機関、中井町健康課等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行います。

※なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- |  |
|--|
| ・ 保険会社名：(株) 福祉保険サービス                     |
| ・ 保 険 名：福祉サービス総合補償                       |
| ・ 補償の内容：対人・対物・その他ケアマネジメント業務における経済的損害賠償補償 |

## 8 緊急時の対応

### (1) 緊急時の連絡先

医療機関等	主治医等の氏名 ○医療機関 ○主治医名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

### (2) 24時間連絡可能な体制を整えています。【特定事業所加算(Ⅲ)】

① 月～金 8:30～17:15	0465-81-2392
②月～金 17:16～翌朝8:29	090-4715-9449
② 土曜日・日曜日・祝日 24時間受付	

※1 ①の時間帯については、担当者が不在の場合でも他の介護支援専門員が対応し、担当者に連絡を取ります。また、緊急の場合では、他の介護支援専門員が必要な対応を行います。

※2 ②及び③の時間帯については、当該事業所の介護支援専門員が輪番制により担当します。

## 9 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

<p>当事業所利用者相談窓口・苦情解決受付窓口</p>	<p>【当事業所相談窓口】 相談員（責任者）相原 久元 【当事業所苦情解決受付窓口】 苦情解決責任者 事務局長 相原 久元 苦情受付担当者 副主幹 大原 俊彦</p> <p>電話番号 0465 (81) 2261 0465 (81) 2392 Fax番号 0465 (81) 2658</p> <p>対応時間 8:30～17:15</p>
<p>社会福祉法人 中井町社会福祉協議会 第三者委員 苦情解決受付窓口</p>	<p>【第三者委員氏名及び連絡先】 山口 英夫 電話81-0614</p> <p>対応時間 8:30～17:15</p>

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

<p>市町村介護保険相談窓口</p>	<p>担当課名 中井町 健康課 所在地 足柄上郡中井町比奈窪104-1 電話番号 0465 (81) 5546 fax番号 0465 (81) 5657 対応時間 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)</p>
<p>神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)</p>	<p>所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045 (329) 3447 利用時間 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)</p>

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権を擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待に関する担当者を選定しています。

<p>虐待防止に関する担当者</p>	<p>管理者 清水 幸江</p>
--------------------	------------------

(2) 虐待防止のための対策委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所職員又は、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待と受けたとと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町に報告します。

### 1.1 感染症対策について

事業所において、感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員へ周知を徹底していきます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行っていきま

す。

### 1.2 BCP

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（BCP：業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1.3 ハラスメント防止について

事業所は、利用者やご家族及び職員に対し、ハラスメントを防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) ハラスメント防止に関する担当者を選定しています。

ハラスメント防止に関する担当者	事務局長 相原 久元
-----------------	------------

- (2) ハラスメント防止のための指針を整備しています。
- (3) ハラスメントのための対策委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っていきます。
- (4) 職員に対して、ハラスメントを防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所職員に対し、利用者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）によるハラスメント行為などにより、業務遂行に支障が出ると判断した場合は、町健康課及び地域包括支援センターへ相談を行います。書面を提示し、改善がみられない場合は、契約を解除させていただくことがあります。

○身体的暴力（ものを投げられる、叩かれる、蹴られるなど）

○精神的暴力（理不尽な要求をする、大声で怒鳴るなど）

○セクシャルハラスメント（体を触る、性的な嫌がらせなど）

○その他（悪質なクレーム、ストーカー行為など）

中井町社会福祉協議会は、中井町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。その事業として居宅介護支援事業を位置付けております。

【 説明確認欄 】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所名 しらさぎサービスセンター

説明者 \_\_\_\_\_ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明・交付を受け同意しました。

利用者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄 ( ) 印